

# 【55解説文】出征軍人凱旋協議会開設通知

(明治三十八年：一九〇五) (B)

発第三六五号

兼テ日露戦役ハ、既ニ講和文モ成立シ、

（兼ねて日露戦役は、既（すで）に講和文も成立し、）

休戦之協約相整ヒ、出征軍人逐次

（休戦の協約相整い、出征軍人逐次（ちくじ））

凱旋之趣キニ有レ之候次第、就テハ本村

（凱旋（がいせん）の趣（おもむ）きにこれ有り候次第、就（つ）いては本村）

出征軍人ニ対シ、歓迎ノ準備法方其

（出征軍人に對し、歓迎の準備法方其（そ）の）

他種々要用ノ件ニ付御協議得度、明來ル

（他種々要用の件に付御協議得度（えたく）、来る）

十月一日午前第九時、当役場内ニ於テ協

（十月一日午前第九時、当役場内に於いて協）

議会開設候条、全時不レ違當役場へ

（議会開設候条、同時違（たが）わず当役場へ）

御參集相成度、此段及ニ御通知一候也

（御參集相成り度、此（こ）の段御通知に及び候也）

明治三十八年九月二十九日

八幡村長 赤穂 要八

代理人 吉田新二郎 殿

二伸 本村戦病死者葬儀施行ノ儀ニ付、該遺

（二伸（にしん）本村戦病死者葬儀施行の儀に付、該遺）

族ノ御見レ意ヲ糺合シ、御協議ノ上、期日并ニ

（族の御意見を糺合（きゆうごう）し、御協議の上、期日並びに）

施行法方ヲ定メ、序々準備致シ置度、就テハ

（施行法方を定め、序々準備致し置き度、就いては）

部内遺族者ノ御意見ヲ問ヒ合セ、御參集ノ

（部内遺族者の御意見を問い合わせ、御參集の）

際、御伝聞相成度、此段及ニ御依頼一候也

（際、御伝聞相成り度、此の段御依頼に及び候也）